

同朋大学と社会福祉法人名古屋市中村区社会福祉協議会との 包括的な連携に関する協定書

同朋大学（以下、「甲」という。）と社会福祉法人名古屋市中村区社会福祉協議会（以下、「乙」という。）とは、相互の連携・協力に関して、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、両者が包括的な連携・協力のもと、社会福祉及び社会教育など、多様な分野で相互に連携・協力し、地域社会の発展と人間形成に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、次の事項について連携・協力する。

- (1) 地域福祉活動の推進、地域防災の強化に関すること。
- (2) 学校教育、生涯教育、文化及び福祉の向上、スポーツ及び健康づくりの振興に関すること。
- (3) 学生インターンシップ、ボランティア等の活動及び地域コミュニティとの活動に関すること。
- (4) 持続可能な社会及び多文化共生社会の構築を通じた地域貢献に関すること。
- (5) 前各号に係る人間形成に関すること。
- (6) 社会福祉の研究に関すること。
- (7) その他必要と認める事柄

（窓口）

第3条 本協定にもとづく連携・協力推進のため、両者に事務担当窓口を設定し、計画的に推進する。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期限満了の1箇月前までに、甲または乙から異議申し立てがない場合は、1年ごとに自動更新する。

（機密保持）

第5条 甲と乙は本協定に基づく活動により相手から知りえた機密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について機密保持義務を負うものとする。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（その他）

第6条 本協定に定めるもののほか、連携・協力の具体的な事項及び成果の利用条件等必要な事項については、両者が協議して別に定めるものとする。

この協議書は2通作成して、両者がそれぞれ1通を保持する。

2020年9月28日

甲 同朋大学

乙 社会福祉法人名古屋市中村区社会福祉協議会

学長 松田正久

会長

柳瀬秀考